

井戸水使用世帯の皆様へ

忘れていませんか？

世帯人数が変わったときは、 下水道課にも届出が必要です！

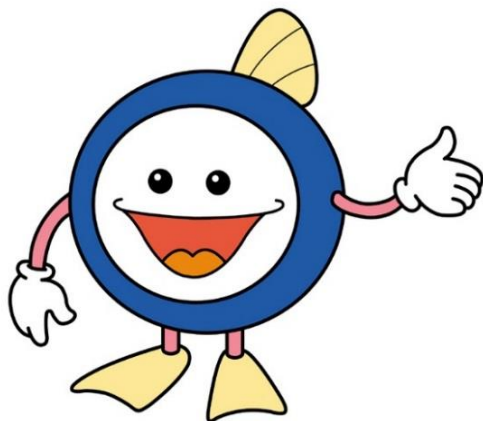
下水道使用世帯のうち、上水に井戸水を使用している世帯については、使用人数により料金を算定しています。

このことから、転入・転出・出生・死亡など、世帯人数に変更があった場合は、住民異動届とは別に(※)、下水道課にも届出が必要となります。

届出がされない場合は、適正に料金を算定することができなくなりますので、住民異動届とあわせて、必ず手続きをお願いいたします。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

※住民異動届は、下水道の届出を兼ねておりませんのでご注意ください。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

お問い合わせ先・提出先

白河都市環境センター 2階
水道部 下水道課 下水経営係
電話：22-0910

表郷庁舎事業課 建設係
電話：32-4786

大信庁舎事業課 建設係
電話：46-2115

東庁舎事業課 建設係
電話：34-2114

白河都市環境センター案内図



白河市役所 水道部下水道課

〒961-0012
白河市本沼鷹ノ巣2(白河都市環境センター管理棟2階)

水道部下水道課
電話 0248-22-0910

白河都市環境センター
電話 0248-24-6630

Fax 0248-24-6631 ※下水道課宛のFaxもこちらへ

※白河市マンホールカードは「白河観光物産協会」(白河駅構内)で配付しています。
※下水道課では配付していません。

アクセス

白河市役所	から約 6.3 km	車で約 13分		
JR東北本線久田野駅	から約 1.9 km	徒歩約 25分		
JR東北新幹線新白河駅	から約 9.6 km	車で約 20分		
東北自動車道白河中央SIC	から約 6.1 km	車で約 12分		
福島交通バス停「城内」	から約 1.2 km	徒歩約 16分		



水道部下水道課
市環境センター

